

## 技能実習生受け入れに対する自治体の支援と「多文化共生」——埼玉県川口市を事例として

Support from a Local Government for Accepting Technical Interns and “Multicultural Symbiosis”

: A Case Study on Kawaguchi, Saitama

発表者：山口 塁（法政大学大学院社会学研究科）

YAMAGUCHI, Rui（Graduate School of Sociology, Hosei University） 9962750b@gmail.com

キーワード：技能実習生、地方自治体、多文化共生

### 1. 本報告の目的

地方創生政策のもと、埼玉県川口市では、技能実習生への支援施策を展開している。本報告では、当該施策が「多文化共生」の視点を取り入れたものであること、また同時に地域産業での技能実習生受け入れに対する支援でもあることを説明し、その効果と課題を考察する。

外国人住民に対する自治体の支援のあり方はこれまでも議論されてきた（たとえば渡戸編、1996；駒井・渡戸編、1997；駒井編著、2004）が、とくに研修生・技能実習生に焦点をあてたものはない。また研修生・技能実習生受け入れに対する自治体の関与への注目は、1990 年代初頭に見られるものの（たとえば今野・佐藤編、1991；日本労働研究機構、1994）、現状に関するものは見当たらない。こうした点を補うことが、本報告の学術上の意義である。

本報告は、報告者が 2016 年 6 月から 8 月にかけて川口市で実施したヒアリング調査結果や、収集した資料をもとにして行う。ヒアリング調査は、川口市役所労政課、市民生活部協働推進課などの関係公的機関、技能実習生受け入れ団体・企業、日本語教室と参加技能実習生等に対して実施した。

### 2. 背景：川口市における技能実習生の受け入れと外国人住民

#### （1）川口鋳物業と川口市における技能実習生の受け入れ

川口市を代表する産業である鋳物業は、1980 年代から、団体監理型での研修生・技能実習生受け入れのモデルとなる方式で外国人労働者の受け入れを開始したことで知られる（佐野、2002；上林、2015）。川口鋳物業は中小企業が中心であり、戦前からの長い伝統を有する地場産業として、川口市において小さくない影響力を持つ（尾高編、1956）。1960 年代から企業・従業員数が減少し続けてきた川口鋳物業は、1983 年から中国人研修生の受け入れを開始した。研修生受け入れを開始するにあたっては、日本中国友好協会川口支部からの協力があつた。また 1987 年から川口市産業文化会館内の宿泊施設（160 人収容可能）を研修生の宿泊施設として利用するなど、自治体による受け入れ支援も大きかったものと思われる。

#### （2）川口市における外国人住民

川口市の外国人住民数は 29,989 人で、川口市の総人口の 5.0%を占める（川口市「川口市統計書」、2017 年 1 月 1 日）。また、自治体別にみた川口市の在留外国人総数は、東京都新宿区、江戸川区に続き 3 番目に多い（法務省「在留外国人統計」、2016 年 6 月末）。

川口市では、2012 年に「川口市多文化共生指針」を発表した。また川口市での多文化共生を担う行政主体について、2015 年度までは「かわぐち市民パートナーステーション」という名称での施設機関の扱いであったものを、2016 年度より協働推進課という名称で課へと格上げし、外国人住民の増加に対応するための体制の整備をおこなっている。

### 3. 「川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における技能実習生への支援の内容

埼玉県川口市は、2016 年 3 月に「川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。このうち「既存産業の支援・新産業の創出による市内産業基盤の強化」のなかで、「市内製造業等を支える外国人技能実習生への支援」として、①宿泊施設建設費補助制度の新設、②外国人研修生を活用した交流・PR 事業、を行うこととなっている。

このうち①宿泊施設建設費補助制度を利用して、現在、川口鋳物工業協同組合の敷地内に、技能実習生のための新たな宿泊施設の建設を行っている。川口市産業文化会館は築 50 年を超え、建物の老朽化が顕著である。そこで、新たな宿泊施設が必要となったからである。

②外国人研修生を活用した交流・PR 事業では、a.市内外国人労働者と市民との交流会の企画、b.市政情報提供のための技能実習生メールアドレス登録、の2つを行う。このうちa.市内外国人労働者と市民との交流について、上述の新しい宿泊施設の一部を、地域コミュニティとの交流スペースとして利用することとなっている。交流会やレクリエーションの実施に関する詳細は、協働推進課の協力を得て決めていく。また b.市政情報提供のための技能実習生メールアドレス登録は、帰国した技能実習生との関係性を継続することを目的としている。

#### 4. 得られた知見からの考察

##### (1) 川口市における技能実習生への支援施策と多文化共生

- ① 川口市における技能実習生への支援施策では、「多文化共生」がキーワードとなっている。当該施策には、川口市の多文化共生政策を担う協働推進課が関与する。また、技能実習生を必要としている産業側も、実質的に多文化共生の推進を担っている。新宿舍の建設をめぐり、川口鋳物業は、外国人の居住について懸念を示している近隣住民に対して説明責任を負っているからである。
- ② 多文化共生の視点を取り込むことで、技能実習生の仕事や生活が守られる可能性がある。自治体の関与により、技能実習生の受け入れが、当該地域において公的な性格を持つ。近年は、派遣会社に近い性格を持つ受け入れ団体が、全国的に事業展開を行うことが多い。こうした受け入れ団体は、営利志向がより強く、地域社会に対する責任を負うことがないといえる。一方で川口市での事例では、地域社会といった単位で技能実習制度の活用を考え、制度と当事者を包摂することが可能になるものと思われる。

##### (2) 経済・産業政策としての「技能実習生への支援」

- ① 一方で、当該施策が経済・産業政策として展開されることも重要である。川口市における技能実習生への支援施策は、川口鋳物業での受け入れを想定して展開されている。川口鋳物業には日本における研修生・技能実習生の受け入れに先鞭をつけたことに対する自負があり、そしてそれを、自治体が施策に反映させたものと考えられる。
- ② 技能実習生を受け入れる企業にとって、自治体の関与はメリットとなりうる。当該施策により、老朽化した宿泊施設を新しくできることだけではない。当該施策は、新しい技能実習制度への対応策となりうる。ひとつは、新しい技能実習制度において「地域社会との共生」が評価点となっていることである。そしてもうひとつは、当該施策を利用して帰国した技能実習生とのコミュニケーションを維持することで、再来日を希望する技能実習生を呼び戻しやすいことである。

##### (3) 総括

川口市行政が行う技能実習生への支援施策は、地方創生政策のもと多文化共生の視点を取り入れて展開される。多文化共生の視点が、技能実習制度活用の適正化へと結びつく可能性を持つ。しかし一方で、「多文化共生」は、1990 年前後での外国人研修生受け入れに際しての「国際協力」がそうであったように、旗印としての機能を期待されているものともみなしうる。より立ち入った検討と、中長期的な観察が必要となるであろう。

#### 参考文献

- 今野浩一郎・佐藤博樹編，1991，『外国人研修生——研修制度の活用と其实務』東洋経済新報社。  
上林千恵子，2015，『外国人労働者の受け入れと日本社会——技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会。  
駒井洋・渡戸一郎編，1997，『自治体の外国人政策——内なる国際化への取り組み』明石書店。  
駒井洋編著，2004，『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』明石書店。  
日本労働研究機構，1994，『地方自治体における外国人研修生受け入れ事業——現状と課題』。  
尾高邦雄編，1956，『鋳物の町——産業社会学的研究』有斐閣。  
佐野哲，2002，「外国人研修・技能実習制度の構造と機能」駒井洋編著『国際化のなかの移民政策の課題』明石書店：pp.91-129。  
渡戸一郎編，1996，『自治体政策の展開と NGO』明石書店。